

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年4月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号： 4 国名：ミャンマー 担当：経済基盤開発部
案件名：鉄道安全性・サービス向上プロジェクト
調査区分：協力プログラム形成

1 契約予定期間：2013年5月下旬～2015年5月下旬

2 参加要件

- (1) 日本国で施工されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (2) 海外における鉄道の保線・運転・電気・車両に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布：2013年4月17日から2013年4月19日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

JICA本部1F調達部受付（10：00～17：00（12：30～13：30は除く））にて、
業務指示書等受領書をもって配布

プロポーザル提出：2013年5月8日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月中旬

契約交渉：5月中旬～5月下旬

5 業務の目的

ミャンマー国における鉄道は1988年以来、2,470kmの路線を新設しており、現在の鉄道ネットワークは5,180km（2009年末）に達し、今後も延伸が計画されている。

鉄道運輸省ミャンマー鉄道公社（Myanma Railways, Ministry of Rail Transportation（以下、「MR」））は、全国の鉄道建設から運行・維持管理まで一元的に実施している機関である。年間輸送量は、旅客73.5百万人（約20万人/日）、貨物3百万トンを超えている。また、MRはヤンゴン市内の環状線も運行しており、環状線は一日200本が運行され、平均利用旅客数は10万人/日に達している。しかしながら、鉄道事業にかかる実施体制が確立されておらず、また技術マニュアル等も不足している為、維持管理・更新が適切に行われていない。また、資機材不足や設備の老朽化が著しいことから、2011年度には年間651件の脱線や衝突などの事故が発生するなど、安全性が著しく低下している。このため喫緊に安全性向上のための技術支援が必要であり、中でも技術力が未熟な保線業務の対応が急務となっている。

本事業は、首都ヤンゴン付近において保線に関する協力を行うことにより、MRの鉄道運営・維持管理能力の向上を図り、もってミャンマー鉄道の安全性及びサービス向上に寄与する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

(ア) 対象地域：首都ヤンゴン（510万人）ヤンゴン - バゴ間（70km）

(イ) パイロット区間：ヤンゴン - バゴ間の内、20km程度を想定

(2) 業務内容

ア 事前準備、業務実施計画の策定及びインセプションレポートの作成・説明・協議

(ア) 業務実施計画及びインセプションレポート作成

(イ) ミャンマー側の業務実施体制の構築（JCC）

(ウ) インセプションレポート協議

(エ) JCCの開催支援

イ 軌道、車両、信号・通信、運転の各分野にかかる現状調査を行い、情報収集体制を構築

(ア) 軌道、車両、信号・通信、運転の各分野にかかる現状調査

(イ) 上記以外の保有施設の現状調査（PC枕木工場等）

(ウ) 維持管理基準、方法、体制の把握

(エ) 変状、不具合状況の把握と原因分析

(オ) 各分野の仕様を収集業務

ウ 軌道、車両、信号・通信、運転の各分野を総合した事故原因の検証・分析手法の習熟活動

(ア) 列車事故原因の検証・分析手法の習熟支援

(イ) 作業事故原因の検証・分析の習熟支援

(ウ) 列車及び作業事故原因検証・分析の共有化支援

エ ウの検証・分析業務

- (ア) 列車事故原因の検証・分析業務
- (イ) 作業事故原因の検証・分析業務
- (ウ) 列車事故原因の記録作成
- (エ) 作業事故原因の記録作成
- (オ) 検証・分析の記録作成

オ エの分析に基づき安全性及びサービス向上に資する技術基準の導入に関する提言

- (ア) 安全性に資する技術基準を導入する提言
- (イ) サービス向上に資する技術基準を導入する提言
- (ウ) 本邦企業の動向及び関心
- (エ) 本邦企業の競合先となる外国企業の動向及び関心の情報収集
- (オ) 他ドナ-の支援状況の情報収集

カ 「安全性及びサービスの向上のためのワーキング・グループ（仮称）」での議論を踏まえた、鉄道改善項目作成

- (ア) ワーキング・グループの設置
- (イ) ワーキング・グループの議論・協議・資料作成
- (ウ) ワーキング・グループで鉄道改善項目とりまとめ

キ 技術移転計画の策定

- (ア) 技術移転計画書作成
- (イ) 技術移転計画書の内容を共有化
- (ウ) 技術移転計画書の改善

ク 保線作業要領の取りまとめ

- (ア) 既存の保線作業要領を収集
- (イ) 保線作業要領を実施機関と協議及び作成

ケ 必要な資機材の調達支援

- (ア) 必要な資機材を選定・提案・調達

コ 保線等について技術向上にかかるセミナー、訓練の実施

- (ア) 保線等についてセミナーの準備・発表
- (イ) 保線等について技術向上にかかるセミナー資料作成
- (ウ) 保線等について訓練計画の作成
- (エ) 訓練の実施

サ 保線作業の実施

- (ア) 保線作業の訓練支援
- (イ) 保線作業の実施
- (ウ) 保線作業の実施後の改善
- (エ) 保線作業要領の改善
- (オ) 改善した保線作業要領の共有化

シ プロジェクト業務報告書の作成

- (ア) インセプションレポートの作成
- (イ) プロジェクト中間報告書の作成
- (ウ) プロジェクト最終報告書の作成

ス 研修の実施

以下の本邦研修を実施

- (ア) 鉄道組織運営改善（カウンターパート本邦研修）8名程度（2週間程度）
- (イ) 軌道整備（カウンターパート本邦研修）8名程度（2週間程度×2回）

7 成果品等

- (1) インセプションレポート（2013年6月上旬）
- (2) プロジェクト中間報告書（2014年6月上旬）
- (3) プロジェクト最終報告書（2015年4月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/鉄道維持・運営改善（評価対象予定者）
- (2) 鉄道設備保線措置（評価対象予定者）
- (3) 資機材調達/業務調整
- (4) 信号・通信
- (5) 車両

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定
- (2) 2012年10月に鉄道安全性・サービス向上プロジェクト詳細計画策定調査実施済み
- (3) 「ミ」国受入手続き等の事情により、履行期間その他の契約内容を変更する場合がある。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。